

2021.12.23

組合ニュース no.3 山梨大学教職員組合

Tel (内線) : 8097

直通 (Fax) : 254-2667

E-Mail: kumiai@nashidai-union.org

活動報告

執行委員会を開催しました

2021年度 第3回執行委員会を11月26日に対面で開催しました。

特に、非常勤職員の労働条件に関するアンケート調査、長時間労働問題の情報収集について具体的な話し合いを進めました。また、組合勧誘資料を改訂しました。

忘年会をやりました

12月17日(金)に忘年会を開催し、親睦を深めました。オンラインでの人狼ゲームのやり方がわかりました！

お知らせ

非常勤職員の皆さんへ

今年も職場懇談会の開催が難しい状況を受け、アンケートを準備中です。来年1月にお願いする予定ですので、ぜひご回答ください。よろしくおねがいします。

オンライン旗開きを行います

1月7日(金) 18時30分から20時

親睦会を開催できない代わりに、組合事務室でお弁当を配布いたします。お弁当の予約、旗開きのURLなど、詳細はメールでのご連絡となります。

ぜひご活用ください！

組合勧誘資料リニューアル

組合勧誘資料を改訂しました。

お近くに新しく着任された方や仕事の悩みを抱えている方がいましたら、こちらをご利用の上、お話してみてください。

また、わかりにくい点やご意見がありましたらお寄せください。

ボーナスに関する報道と本学の対応に関する情報

今年度の人事院勧告は、感染拡大によって業績が悪化した民間の水準に合わせ、ボーナス（期末・勤勉手当）の支給月数を4.45月分から4.30月分に引き下げるとしていました。政府はこれを受け入れましたが、国会への法案提出の遅れにより、国家公務員については来年6月のボーナスから減額して調整するという報道がなされました。

本学では、これまで人事院勧告に達しない支給月数4.30月分を維持してきたので、昨年度に続き今年度も変更はありません。ただし、地域手当は人事院勧告に達していない水準を継続中ですので、引き続き必要な改善を求めていきたいと思えます。

シリーズ 山梨大学の働き方 その1 労働時間と超過勤務

新コーナー！

「労働時間」は、**労働基本法**、職場の**就業規則**、**労使協定**で決められています。**就業規則**は**労働基本法**に基づいて決められていますが、運用上都合が悪い点については**労使協定**を結ぶことで弾力的に労働条件を定めています。

では、山梨大学での労働時間についてはどの様に定められているのでしょうか？

労働基本法での基本的な労働時間は、1週間で40時間、1日で8時間を超えてはいけないこととなっています。ただし労使協定を結ぶことで、その範囲の中で労働時間の延長が可能となっています。

山梨大学の「時間外勤務及び休日勤務に関する**労使協定**」では、1日に4.5時間、1か月45時間、1年360時間以内を基本としています。ただし臨時、突発的な事由がある場合や、期末などの繁忙期に事前に協議がある場合は、1か月99時間、1年720時間まで延長できます。

ただし、育児・介護による時短勤務の方は通常1か月24時間、1年150時間を上限とすること、健康上の支障がある方、たとえば妊婦には通常は超過勤務を命じないことなどが決められています。またそのような方が超過勤務を命じられた場合は、異議申し立てを行えることとなっています。なお、個別に労働契約を結んでいる有期雇用の方、非常勤の方については、個々の労働契約をご確認ください。

緊急の場合や繁忙期に超過勤務があることは致し方ありませんが、恒常的に超過勤務が生じるような労働環境は決して健全とは言えません。使用者も労働者も、超過勤務を最小とするような心がけが大切です。

その他にも細かな決まりごとがありますので、ぜひ大学の「**学内ポータル**」→「**常設情報**」→「**就業規則集**」をご覧ください。